**全体財務書類に対する注記**

1 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･････････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

なお、一部の連結対象会計（水道事業会計、病院事業会計）においては、原則、取得原価としています。

② 無形固定資産･･････････････････････････････････原則として取得原価

⑵ 出資金の評価基準及び評価方法

ア　市場価格のあるもの････会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ　市場価格のないもの････出資金額

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品･････････先入先出法による原価法

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。） ････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　　　　15年～50年

工作物 10年～60年

物品 5年～10年

ただし、一部の連結対象会計については定率法によっています。

②　無形固定資産（リース資産を除きます。） ･････････定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

･･･････････リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

1. 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体又は会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

1. 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権などの金銭債権については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象会計においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

1. 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。ただし、一部の連結対象会計においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

1. 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

・・・・・・・・通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　　　　ただし、一部の連結対象会計においては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺ 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑻ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象会計（水道事業会計、病院事業会計）については、税抜方式によっています。

2 追加情報

⑴ 連結対象会計

|  |
| --- |
| 一般会計、国民健康保険特別会計、国民健康保険診療施設特別会計、後期高齢者医療特別会計、魚市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落配水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計、国民健康保険種市病院事業会計（地方公営企業会計）、水道事業会計（地方公営企業会計） |

⑵ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、原則として現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

⑶ 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷ 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産（土地）　850千円（簿価2,400千円）